

連合福島「福島県平成 31 年度予算編成に対する  
政策・制度の提言」への回答

2019 年 1 月 24 日  
連 合 福 島

# 要 請 内 容

## I. 産業・雇用・労働関連政策

### 1. 産業の活性化・支援について

#### (1) 福島県内中小企業の魅力発掘・発信について

Uターン・Iターン・Fターンの推進を目的に、ホームページFターンを媒体とした福島の魅力を発信する取り組みを、引き続き強化すること。

また、地場産業、地元企業を対象とする育成と支援が必要であることから、働きやすい職場づくりに取り組む企業表彰などを通し、多様性や可能性を誘発する制度を設けること。併せて、これら企業の情報を発信し、取り組みを進展させること。

#### ・商工労働部 雇用労政課

「Fターン」サイトにつきましては、県内企業の魅力を県内外の学生等に発信し、県内企業への就職を促進するため、「インターンシップ」や「ふくしま若者会議」、また「ふくしまのものづくり企業」等の情報や、3方部ごとの福島の魅力を伝える情報を掲載しており、今後とも福島の魅力を発進する取組を行ってまいります。

また、働きやすい職場づくりに取り組む企業の表彰につきましては、福島県次世代育成支援企業認証を取得した企業の中から、特に優れた取組を行っている企業を表彰する、「福島県ワーク・ライフ・バランス大賞」表彰制度を平成21年度から実施しております。

表彰を受けた企業の取組内容を県内の企業に広めるため、セミナー等とタイアップした表彰式を行うとともに、ホームページ等の広報媒体により情報を発信しており、引き続き周知に努めてまいります。

#### (2) 福島酒米のブランド化

トップセールスをはじめとするプロモーション活動を強化し、本県の「日本酒鑑評会金賞受賞数6年連続日本一」の実績を全国に発信すること。

また、良質な酒造好適米は他県のブランドが主流となっているが、金賞受賞に向けて県産の米や地場の水を原料とし、酒造好適米の開発・ブランド化に向けた、育成と支援策を講じること。

#### ・観光交流局 県産品振興戦略課

ふくしまの酒は史上初となる全国新酒鑑評会金賞受賞数6年連続日本一の快挙を達成したほか、インターナショナル・ワイン・チャレンジ（IWC）で最高賞であるチャンピオン・サケに輝くなど国内外で高く評価されております。

首都圏における酒祭りに加え、国内外に向けて発信する動画やテレビ番組の制作などを通じて、引き続きふくしまの酒の品質の高さや魅力を発信してまいります。

#### ・農林水産部 農業振興課・水田畑作課

本県オリジナル酒造好適米の開発については、現在、有望系統「福島酒50号」を選抜し、試験栽培や県内7つの酒蔵で試験醸造を行っているところであり、今後品種登録に向けた手続き

を進めていく考えです。

また、本県産の酒造好適米を100%使用した日本酒を増産する酒蔵に対し、増産に必要な機器整備等を支援しているところです。

引き続き、消費者の志向や酒造業界の要望を踏まえ、より優れた特性を持つ品種の開発に取り組んでまいります。

### (3) 空き家を活用した定住対策について

雇用創出、地域活性化、ひいては過疎化や人口減少への対策としての企業誘致は、市町村と連携のもと、空き家活用による住居確保も併せて推進すること。

#### ・商工労働部 雇用労政課

企業誘致の際に空き家情報の提供は行っておりませんが、県外から移住される方を始め、空き家の利活用を希望される方に対しては、空き家バンクを設けている市町村や「福島空き家・古民家相談センター」の紹介等を行ってまいります。

## 2. 雇用の維持・創出について

「再生可能エネルギー産業」及び「ロボット産業」・「医療産業」・「航空宇宙産業」の集積化に向け、これら産業に係る専門的な知識を有する人材の確保、及び人材の養成・育成に対する支援を強化すること。

また、これら人材の定着をはかるため、すでに設置されている「福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金」のさらなる拡充や新たな措置を検討すること。

#### ・商工労働部 企業立地課

航空宇宙関連産業の人材育成については、3次元設計ソフトや5軸加工機の技術習得に係る専門的な研修や品質保証に関するセミナー等を開催することにより、県内企業の技術力向上や人材育成を推進してまいります。

#### ・商工労働部 産業創出課

再生可能エネルギー産業の人材育成については、県内の工業高校生等を対象とした再生可能エネルギー関連技術を学ぶ機会を提供し、興味や関心を高める取組を行っております。

また、専門性と実践力を兼ね備えた人材を養成するため、県内の高等教育機関による太陽光発電を始めとする各分野において、ワークショップやフィールドワークを多用した講座を実施するなど、再生可能エネルギー産業の人材確保に向けて取り組んでいるところです。

引き続き、再生可能エネルギー先駆けの地を目指して、再生可能エネルギー産業の育成・集積を推進してまいります。

#### ・商工労働部 医療関連産業集積推進室

医療関連産業の人材育成策及び新たな雇用確保策として、人材育成プログラムを策定し、高校生から県内企業若手開発者までを対象とした人材育成を進めてまいります。

#### ・商工労働部 産業人材育成課

県立テクノアカデミーにおいて、再生可能エネルギー、医療、ロボット関連産業に対応したカリキュラムにより、学生及び在職者を対象とした人材育成を実施しております。

企業、大学等と連携しながら、「航空宇宙関連産業」で求められる各種材料や3DCADに関

する基礎的な知識を習得するための「教材」を開発したところであり、今後、テクノアカデミーや高校などで活用を図り、技能の向上に努めてまいります。

ロボット関連産業やものづくり分野において、産学官が連携し、地域産業のニーズに対応した本県独自のカリキュラムによる人材育成の取り組みを実施しているところであり、今後も、人材の確保と在職者のスキルアップに努めてまいります。

・商工労働部 雇用労政課

製造業を中心とした成長産業を創出し軌道に乗せるため、厚生労働省から採択を受け、産業政策と雇用政策を一体的に推進する「ふくしま地域活性化雇用創造事業」において、「再生可能エネルギー」・「医療」・「ロボット」・「航空宇宙」・「輸送用機械・半導体」関連産業の育成・集積を図るため、企業の人材確保を支援してまいります。

「福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金」につきましては、「ふくしま地域活性化雇用創造事業」の一事業として自社製品開発やマーケティングの経験豊富なプロ人材を確保するために実施しており、今後も制度の更なる周知に努めてまいります。

### 3. 労働問題への対応について

#### (1) 長時間労働の是正に向けて

国土交通省は、働き方改革関連法の施行による時間外労働上限規制の猶予期間（5年）を待たずに、公共工事（建設業）の長時間労働是正、週休2日制拡大推進の取り組みを推進している。本県においてもこれら取り組みの導入をはかること。

・土木部 技術管理課

本県においては、債務負担行為や繰越制度の活用を図りながら年間を通じた施工時期の平準化等を進めるとともに、県の積算基準に基づき適正な工期設定に取り組んでおり、長時間労働の是正に努めております。

また、週休2日の推進については、平成29年度より「週休2日確保モデル工事」の取り組みを行い、平成30年度においては、災害復旧工事等を除く全ての工事を対象に受注者希望型で実施し、週休2日の達成状況に応じて労務費や諸経費等の補正を行い、工事成績評定で加点評価を行っております。

今後も引き続き、これらの取り組みを推進し、長時間労働の是正や週休2日の推進に努めてまいります。

#### (2) 働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みについて

労使によるワークルールの遵守や、家庭と仕事の両立支援に対する相互理解を深めるため、本県においても、ワークルールや働きやすい職場環境づくりをテーマとした研修会の開催などを通じ、雇用・労働に関する知識の普及・啓発に努めること。

・労働委員会事務局

労働委員会では、労働委員会の委員が講師となり、働く上で知っておきたい法律や決まりを教えるワークルール出前講座を実施しております。

対象は主に就職・進学前の学生・生徒ですが、保護者や労働組合などから要望があれば実施しております。

今後とも、ワークルールに関する知識の普及・啓発のため、関係機関との連携を密にして、積極的に取り組んでまいります。

・商工労働部 雇用労政課

働きやすい職場環境づくりをテーマとした研修会につきましては、経営者や管理者を対象に、女性活躍とワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるためのセミナーを行うとともに、実際に働きやすい職場環境づくりの中心となる人事労務担当者等を対象に、グループワークやディスカッション等を通して、働きやすい職場環境を整備するために必要な知識や実践スキルを身に付けるためのセミナーを行っており、引き続きセミナーを実施してまいります。

(3) 無期転換ルールの本格運用に伴う対応について

2013年改正の労働契約法に基づく無期労働契約への転換が、5年を経過し今年度より本格的に実施されている。今後、働き方改革関連法の施行により同一労働同一賃金等、同一処遇への転換が進められることから、無期転換ルール運用実態の把握と同一処遇転換の中小企業支援を新たに進めること。

・商工労働部 雇用労政課

無期転換ルール運用実態の把握につきましては、制度を所管する福島労働局と連携しながら把握に努めてまいります。

同一処遇転換の中小企業支援につきましては、キャリアアップ助成金などの制度を所管する福島労働局と連携しながら周知に努めてまいります。

## II. 行財政・福祉・公安関連政策

### 1. 行財政関係について

(1) 復興財源の確保について

県民の生命・暮らしに直結する通常予算の確保と、健全で安定的な財政運営のための財源確保をはかるとともに、政府に対し復興に係る十分な財源措置、及び地方自治体の財政需要に見合う一般財源の確保を強く要求すること。

併せて、復興・創生期間は2020年度で終了するが、以降、間断のない復興事業の推進に向け、財源の確保を含めて県が主体性を持って取り組むこと。

・総務部 財政課、企画調整部 企画調整課

復興・創生期間の後半となる平成31年度は、避難地域の生活環境整備や帰還困難区域の特定復興再生拠点整備、福島イノベーション・コースト構想を始めとする産業の再生など、極めて重要な年度となることから、6月の政府要望、8月の福島復興再生協議会、11月の緊急要望等、折に触れ復興財源の確実な措置について強く訴えてきたところです。

廃炉・汚染水対策や風評・風化対策など、県全域で原子力災害による課題は山積しており、

残念ながら10年間で復興を成し遂げることはできず、福島の復興は長い戦いになると考えております。

今後も、長期に及ぶ本県の復興に必要な体制や財源を、国に対し、しっかりと求めてまいる考えであります。

また、通常予算を確保し、医療や介護、福祉、教育など、県民に身近な施策に丁寧に取り組んでいくため、きめ細かな県民サービスの基礎となる一般財源総額について、引き続き、全国知事会等と連携しながら、あらゆる機会を捉えて、国に確実な措置を求めてまいる考えであります。

## (2) 少子化・人口減少対策について

急激な少子・超高齢化の進行と、増加する転出超過による人口減少への対策として、地域の資源・自然・特性・歴史を活かした新しい産業の創出による雇用確保をはかること。同時に、「出産・育児・教育」支援の充実・強化をはかること。

### ・商工労働部 産業振興総室

新しい産業の創出については、ロボットテストフィールドなどの研究開発拠点の整備が県内各地で着実に進んでいるところであり、今後とも、これらの拠点を核にしながら、地元企業が行う研究開発への支援や、販路開拓のための展示会の開催、企業立地補助金等を活用した企業誘致により、育成・集積をはかるとともに雇用の確保に取り組んでまいります。

### ・子ども未来局 こども・青少年政策課

県では、結婚、妊娠・出産、子育てまでを切れ目なく支援するため、平成27年8月に福島市の青少年会館内にふくしま結婚・子育て応援センターを開設し様々な相談に応じております。

また、核家族化の進行などにより子育て世代の孤立化が進む中、地域全体での支援が大切なことから、豊富な知識と経験を有する高齢者が昔遊びなどを通して子どもたちと交流する事業などを県内各地で実施しております。

### ・教育庁 義務教育課・県立高校改革室

公立小中学校につきましては、全国に先駆けて30人学級編成を導入するなど、少人数教育に取り組んでおり、個に応じたきめ細かな指導を行うなど、未来を担う児童生徒の教育の充実・強化を図っております。

県立高等学校につきましては、県全体の高校改革の方向性を示す県立高等学校改革基本計画を昨年5月に策定し、望ましい学校規模への再編整備の推進とともに、地域と連携し地域の特色を生かした学校づくりや特色ある高等学校の配置、就学支援金や奨学金の活用を含む学びのセーフティーネットの充実などの取組を推進することとしております。現在、各地区の高等学校の具体的な方向性を示す実施計画の策定に向けて検討しているところであり、来月中には公表したいと考えております。

## (3) すべての産業を対象にした公契約の適正化について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、適正かつ良質なサービス提供に向けた公契約条例の制定と公契約の適正化を推進すること。

また、公契約の検証・検討は、働く者の代表も含めた審議会の設置などを通じ

て、透明性の確保をはかること。

・総務部 入札監理課

「公契約条例」については、既に、労働基準法や最低賃金法を始めとした法整備により、適正な労働環境を確保する上での労働条件や賃金水準は保護されているものと考えております。

なお、県発注工事においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の平成26年改正の趣旨に沿って、ダンピング対策の強化、歩切りの根絶、適切な契約変更の実施などに取り組み、契約価格の適正化に努めております。

(4) 自治体職員のメンタルヘルス対策の取り組み強化について

メンタル疾患を理由とした休職者が増加する県内自治体に対し、引き続き、支援を行うこと。併せて、県が事業主体となった支援も、引き続き、取り組むこと。

・総務部 福利厚生室・市町村行政課

県職員に対するメンタルヘルス対策については、医師、臨床心理士、保健師等による相談窓口を設置しているほか、職場復帰を円滑に進めるため、復帰前の試行勤務の実施、管理職員を対象とした職場復帰・再発防止に特化した研修会の開催などの取り組みを行っているところでありますが、今後とも対策の強化に取り組んでまいります。

次に、自治体職員のメンタルヘルスケアについて、県では、市町村に対し、会議等でメンタルヘルス事業の実施を促すほか、市町村の管理職員を対象とした「メンタルヘルスマネジメント実践研修会」を開催しております。

また、全国の自治体から派遣されている職員等を対象としたメンタルヘルス研修会にも、市町村職員の参加を広く呼びかけ、市町村職員のメンタルヘルスを支援しております。

今後とも職員がその能力を十分に発揮し、安全衛生を確保しながら、快適な業務環境が実現されるようメンタルヘルス対策に取り組んでまいります

(5) 被災自治体の人材確保について

復興・創生に必要とする専門職（土木技術、農業土木、用地担当、建築、医師、看護師、保健師、介護福祉士など）の確保に向け、引き続き政府に対し財政支援も含めた要望を行うこと。

・総務部 行政経営課・市町村行政課

専門職の確保については、正規職員や任期付職員の採用を始め、他県等応援職員や国の独立行政法人等からの職員の受入れ、再任用職員の活用など、多様な方策により必要な人員を確保し、執行体制の強化を図ってきたところであります。

今後とも、復興・創生の進捗状況等を踏まえながら、適正な人員配置に努めるとともに、応援職員の受入れ等の経費については、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置するよう国に要望してまいります。

次に、被災市町村の職員確保については、県職員の派遣や被災市町村職員合同採用説明会の開催等により、復興・創生に必要な職員の確保に取り組んできたところであります。

今後とも、被災市町村の人員確保を支援するとともに、派遣職員の受入れ等の経費について

は、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置するよう国に要望してまいります。

## (6) 地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源の確保について

災害発生時の防災拠点となる庁舎において、電源確保は業務継続性の確保のため重要な要素となることから、県庁内における十分な非常用電源等の整備、及び使用可能時間の確保、また非常用電源の浸水・地震対策を講じること。

併せて、すべての市町村において非常用電源が確保されるよう、財政措置を含め必要な支援策を講じること。

### ・総務部 施設管理課・市町村財政課、危機管理部 危機管理課

現在、県庁舎には、災害による停電時に庁舎機能を維持するための設備機器や防災用システムに対応する非常用電源とその燃料を確保しております。

特に危機管理センターのある北庁舎には、災害対策本部やその事務局など重要な執務室において、100%の電力供給を維持したまま3日間の連続運転が可能な非常用電源と必要な燃料を確保しております。

また、浸水対策については、県庁舎は洪水浸水想定区域外となっており、地震対策については機器の必要な耐震措置を行っております。

市町村に対しては、業務継続性の観点から、研修会や個別訪問など業務継続計画の策定支援の中で、非常用電源の整備を含めた6要素の重要性について説明しているところです。

特に、非常用電源に関しては、早急な整備に加え、長時間の稼働時間を確保することや燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等の検討、浸水想定による上部への設置や転倒防止措置など、必要な対策を講じるよう助言しております。

今後とも、あらゆる機会を捉えて市町村の業務継続計画の策定促進を図り、県全体の災害対応力を高めてまいります。

なお、現在、地方公共団体が単独事業として行う「非常用電源」を含む防災基盤の整備等に要する経費については、交付税措置のある起債（防災対策事業債、緊急防災・減災事業債）の対象とされているところです。

こうした有利な起債の活用を促すことで、市町村の防災、減災対策の取組を支援してまいります。

## 2. 暮らしの安心、安全について

### (1) 消費者教育について

昨年、対応策を要望した「カスタマーハラスメント(悪質クレーム)」について、政府の検討経過の内容と県の考えを示すこと。併せて、アンケート等による実態調査や倫理的な消費行動を促すための啓発・教育活動を推進すること。

### ・商工労働部 雇用労政課

政府の検討経過の内容と県の考え等につきましては、平成30年3月に厚生労働省に提出さ

れた職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会の報告を踏まえ、平成30年12月に労働政策審議会が、女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について、厚生労働大臣に建議したところであり、県といたしましては、今後の国の動きを注視してまいりたいと考えております。

また、アンケート等による実態調査等につきましても、今後策定される指針を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

## (2) 成人年齢引き下げに伴うトラブル防止対策について

2020年からの民法改正による成人年齢引き下げに伴い、金銭的なトラブルや商契約等のトラブルが予想されることから、その未然防止に向けた啓発や教育活動等の対策を講じること。

### ・生活環境部 消費生活課

成年年齢の引き下げを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、教育庁と連携しながら、学校における消費者教育の推進を図るなど、若年者への消費者教育に重点的に取り組んでまいります。

## (3) 性犯罪の未然防止対策について

県内の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、29年末の性犯罪の発生率は、前年末と比べ38%増と大きく上回っており、特に10代の被害が40%を占めていることから、性犯罪の未然防止に向けた学校教育を強化すること。

### ・教育庁 義務教育課・高校教育課

性犯罪被害の未然防止につきましては、声かけ被害等の性犯罪に巻き込まれることがないように、警察に対して、不審者の情報の速やかな情報提供をお願いするとともに、登下校時の警らについても協力依頼をしています。

また、各学校においては、防犯ブザーや携帯電話等を活用した対応及び被害に遭いやすい時間帯や場所について児童生徒に注意喚起することにより、被害の未然防止に努めております。

出会い系トラブルの未然防止につきましては、一昨年11月27日にふくしま高校生スマホサミットを開催し、県内高校生が一堂に会して、高校生自らがスマートフォンの使用に関するルールを定め、「ふくしま高校生スマホ宣言」として発信いたしました。さらに、その成果物でもある啓発リーフレットを、昨年3月に県内すべての小・中・高校及び特別支援学校に送付し、情報モラル教育における活用をお願いしました。

各県立高校においては、必修科目である教科「情報」において、情報モラルを取り上げ、具体的な被害事例などを示しながら、安全かつ適切に情報ツールとつき合うためのルールやマナーを主体的に考えさせる指導を行っており、今後とも性犯罪被害の未然防止に向けた教育に取り組んでまいります。

### ・警察本部 少年課

全国的に、SNSなどインターネットを利用して性犯罪被害に遭うケースが増加しているこ

とから、少年が被害となる性犯罪を未然に防止するため、学校と連携し、各校に警察職員を派遣して情報モラル教室や防犯教室を開催しているほか、性犯罪の前兆である声掛け事案が発生した際の学校側との情報共有及び地域に対する情報発信活動や、登下校時の見守り活動等を行って被害に遭わないための取組を強化しております。

#### (4) 地域消防団員の確保に向けた支援について

少子高齢や若年層の減少により、地域消防団員の確保が非常に難しくなっていることから、その対策として各自治体や企業への消防団員確保の支援策と、地域防災上の消防団の必要性と重要性の啓蒙活動を進めること。

##### ・危機管理部 消防保安課

消防団を福島県全体で応援し、支えていくため、消防団員の増加や消防団協力事業所の更なる増加を図る観点から、消防団員や消防団協力事業所、消防団に対し、買い物ポイントの加算や利用料金の割引、物品の提供などを行う「ふくしま消防団サポート企業」の募集、登録を実施しております。

また、若者や女性の入団促進を図るため、高校生、大学生等を対象に消防団の仕組みや体験談の紹介等を行う「ふくしま消防防災出前講座」や消防団員、市町村担当者を対象に多様な消防団確保について紹介等を行う「消防団員確保対策研修会」を実施しております。

今後とも、事業所訪問やテレビ、ラジオ等を利用した広報を実施していくとともに、市町村や福島県消防協会と連携して、消防団員の確保に取り組んでまいります。

#### (5) 児童虐待の防止と早期保護に向けた対策について

年々増加傾向にある児童虐待の防止のため、児童施設（学校など含む）や児童相談所、警察等、関係機関との連携と態勢整備を強化すること。その上で、早期発見・早期保護に努めること。

##### ・こども未来局 児童家庭課

学校、警察、児童福祉施設等の関係機関との連携に努め、引き続き児童虐待の早期発見と適切な対応に努めてまいります。

### Ⅲ. ワークライフバランス・男女共同参画社会・子育て・教育関連政策

#### 1. ワークライフバランス及び家庭と仕事の両立支援の推進について

##### (1) 企業に対する取り組みについて

企業認証の推進の取り組みについて、各企業への普及啓発の状況と現時点の効果と課題を明らかにすること。また、男性の育児休業取得率向上の具体的促進策を策定すること。

##### ・商工労働部 雇用労政課

企業認証の普及啓発の状況等につきましては、平成17年度に福島県次世代育成支援企業認証制度を創設し、現在、「働く女性応援」中小企業認証が207事業所、「仕事と生活の調和」推進企業認証が353事業所、合計で延べ560事業所が取組を進めており、さらに多くの企業に取り組んでもらうため、直接企業訪問を行い普及啓発に努めているところです。

県としては、ワーク・ライフ・バランスの必要性に理解は示すが、認証に結びついていない企業にいかんにかん認証を取得してもらうかを課題として考えており、企業訪問による普及啓発をより一層進めることにより、取得に結びつけてまいりたいと考えております。

男性の育児休業取得向上につきましては、企業訪問による普及啓発のほか、今年度から、男性が育児休業を7日以上取得した場合に奨励金を支給する制度を創設したところであり、引き続き制度の周知と取組を進めてまいりたいと考えております。

## (2) 介護と仕事の両立支援について

- ① 増え続ける「介護離職」の本県の現状、影響を明らかにすること。また、企業への介護申請や制度内容の啓発活動を促進すること。
- ② 介護休暇取得拡大と浸透をはかることを目的に、取得率の高い企業や事業所の公表と、新たな認証制度の策定や表彰等を検討すること。

### ・商工労働部 雇用労政課

介護離職の現状につきましては、総務省の2017年就業構造基本調査によると、過去1年間に「介護・看護」のため前職を離職した人の割合は3.0%（全国1.8%）となっております。

影響について調査を実施したものではありませんが、県といたしましては、就職相談窓口でのきめ細かな就労相談等により離職された方の再就職を支援してまいります。

企業への介護申請等につきましては、福島労働局と連携し周知に努めてまいりたいと考えております。

取得率の高い企業の公表につきましては、県が実施する労働条件等実態調査において介護休暇等の取得状況等を把握しておりますが、個別企業の公表は考えておりません。

新たな認定制度の策定等につきましては、現在の福島県次世代育成支援企業認証制度におきまして、介護休業等について評価項目としており、引き続き本制度を適切に運用してまいるとともに、表彰制度も現行のワーク・ライフ・バランス大賞により実施してまいりたいと考えております。

## 2. 各種ハラスメント防止策について

### (1) 各種のハラスメントに対する対応について

- ① すべての県職員を対象に、各種のハラスメントについての研修会を実施すること。また、企業や事業所における研修会の実施状況の把握、未実施事業所に対しての支援を行うこと。

### ・総務部 職員研修課

各種ハラスメントの防止に向けて、管理職員や一般職員を対象に研修を実施しているところ

ですが、引き続き様々な機会を捉えて意識啓発を図ってまいります。

・商工労働部 雇用労政課

企業等における研修会の実施状況の把握につきましては、研修会の実施状況は把握しておりませんが、県の労働条件等実態調査によれば、約8割の事業所で従業員に対するセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント防止の周知がされており、5割を超える事業所で相談窓口が設置されております。

未実施事業所に対する支援につきましては、福島県次世代育成支援企業認証を取得した事業所を対象として、働きやすい職場環境づくり推進助成金により研修会の実施に対する助成も可能ですので、認証取得の促進と助成金制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

- ② 各種ハラスメントの相談事例を早期解決するため、それぞれのハラスメントの内容に特化した相談窓口の設置・運用を進めるとともに、信頼性の向上をはかること。また、SNSの利活用など、時代に合った相談窓口や情報提供を検討すること。

・商工労働部 雇用労政課

県におきましては、中小企業労働相談所を設置し、各種ハラスメントも含め様々な労働相談に対応しており、引き続き適切に運用してまいります。

また、時代にあった相談窓口等につきましては、今後研究してまいりたいと考えております。

### 3. 子育てについて

- (1) 乳児保育、病時・病後保育、休日保育、延長保育（幼稚園における預かり保育を含む）、夜間保育及び企業内保育施設など、各地域の実態やニーズに基づき市町村が進める保育施設の整備について、支援策を講じること。

併せて、多くの子育て世代の女性の利便性を考慮し、地域のニーズに合わせた保育施設の環境整備や保育士の処遇改善等、市町村の計画を支援すること。

・こども未来局 子育て支援課

地域の実情に応じた保育環境の整備を進めるため、市町村の計画に沿った保育所等の整備を引き続き支援してまいります。

また、この施設整備に伴い必要となる保育士の確保、定着に努めるとともに、国の方針に沿って保育士の処遇改善を進めてまいります。

- (2) 特定不妊治療費助成金の額、回数拡大、所得制限の撤廃と要件緩和をはかること。また、特定不妊治療（体外受精及び顕微鏡受精）以外の不妊治療についても、少子化対策の重要課題と位置づけ、独自の助成金制度を設けること。

・こども未来局 子育て支援課

特定不妊治療の助成額引上げや助成回数上限の緩和、一般不妊治療への助成、不妊治療の保険適用化など、支援の拡充を図るよう、引き続き国に要望してまいります。

### 4. 教育について

(1) 子どもの自殺防止策として、電話や対面による相談窓口のほか、SNSの利活用等、社会のトレンドに合った整備と周知の徹底をはかること。

・保健福祉部 障がい福祉課、教育庁 高校教育課

子ども・若者の自殺対策の推進については、昨年3月に第三次福島県自殺対策推進行動計画を一部改訂して取組を強化することとしました。

学校、児童相談所、保健所や精神保健福祉センター、警察などにおける対面や各種電話相談のほか、教育庁では「ふくしま子どもLINE相談」により小中学校・高校の児童生徒向けに休日を含む毎日午後5時から午後9時まで臨床心理士等の有資格者が相談に応じる事業を開始しました。

また、インターネット上で自殺に関連する用語を検索した場合に、自殺予防や心の健康に関する相談窓口を案内する「検索連動広告」を平成31年1月から開始しております。

(2) 教職員の多忙化・長時間労働の早期解消に向け、適正な人員配置を含めた労働条件整備をはかること。また、県教委策定「教職員多忙化解消アクションプラン」に基づく取組みを早急に行うこと。

・教育庁 職員課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

労働条件整備につきましては、副校長・主幹教諭の配置による学校マネジメント体制の改善や、小学校でのスクール・サポート・スタッフ、中学校・高等学校での部活動指導員、特別支援学校での教育支援アドバイザー等の配置を行っております。

アクションプランに基づく取組みにつきましては、昨年6月に行った調査結果において、一部の職種を除いて、平日の学内勤務時間が昨年度に比べ短くなっております。

今後は、効果的な取組事例を紹介するなどして、多忙化の改善に努めてまいります。

(3) 教職員不足のため、30人学級・30人程度学級の実施が困難な状況や、産休・育休・病休等のための教職員が補充されない等、子どもたちの教育を受ける権利が確保されるよう、教職員定数に基づく配置を確実に実施すること。

・教育庁 義務教育課・高校教育課

教職員の採用につきましては、児童生徒数や学校統廃合による教職員定数の減少、定年退職者や再任用者数等の動向を考慮しながら、教職員定数に基づく配置が確実に実施されるよう取り組んでおります。

また、教員採用試験においては、他県採用の経験者及び講師経験者に対する特別選考をはじめ、複数免許状や資格取得に係る加点制度、年齢制限の引き上げ、などを実施し、志願者数の拡充に努めております。

臨時的任用教職員については、教員採用試験における不合格者の通知に、臨時的任用に係る希望申込書等を同封し、早い段階での臨時的任用に係る意思確認を行うなど、その確保に努めております。

今後とも、必要な教職員数の確保に努めてまいります。

## IV. 情報通信・交通・環境・資源エネルギー・観光関連政策

### 1. 情報・通信分野について

#### (1) 高度情報化への対応について

県が推進する「ICTスマートシティ推進事業」の県民の認知度を高めるため、具体的な活用事例などを示し、周知を強化すること。

また、市町村の特色ある取り組みや先進事例の紹介を行うなどの支援を行うこと。

#### ・企画調整部 情報政策課

地方創生や市町村が抱える様々な課題を解決するため、ふくしま ICT 利活用推進協議会と連携し、スマートシティ推進に向けた事例の紹介等を、講演会やICT未来フェア等にて行い、県民の認知度を高めてまいります。

また、福島県電子自治体推進連絡会議等での先進事例の紹介や、市町村からの相談対応、スマートシティ推進のための国庫補助事業の活用に向けた情報提供等に努めてまいります。

#### (2) 情報セキュリティ対策強化について

- ① マイナンバー制度に便乗した詐欺、不正な勧誘、個人情報の漏えい等を未然に防止するため、マイナンバー制度を語った不審な電話、メール、手紙、訪問等の注意喚起を徹底すること。

#### ・企画調整部 情報政策課

県のホームページにおいて、引き続き県民に対する注意喚起や相談窓口の周知を図るとともに、最新の情報について市町村に情報提供を行い、市町村と協力して県民への注意喚起等に努めてまいります。

- ② 近年サイバー攻撃が複雑かつ巧妙化していることから、自治体の対策についての助言を一層強化すること。

また、職員のセキュリティ意識向上に向けた、啓発・指導を強化すること。

#### ・企画調整部 情報政策課

平成 29 年 4 月 1 日に県及び県内 59 市町村で以下の機能を有する「福島県自治体情報セキュリティクラウド」を共同で構築しました。これにより県及び市町村におけるインターネット接続部分のセキュリティが大幅に強化されました。

ア インターネット接続口を集約しセキュリティ専門事業者による常時監視

イ 高度なウイルス対策装置によるメール・インターネット通信のチェック

ウ ソフトウェア等のセキュリティ脆弱性情報の迅速な提供

エ 「標的型攻撃メール訓練」において不審メール受信時の注意喚起

更に、「福島県自治体情報セキュリティクラウド運営協議会」において、最新のサイバー攻撃の動向や初動対応等について参加団体のセキュリティ担当者に対する研修会を引き続き実施し

てまいります。

また、職員の情報セキュリティに対する意識向上については、情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ研修や自己点検を引き続き実施するとともに、適宜研修内容を見直して充実化を図り、さらなる意識向上に努めてまいります。

## 2. 交通政策分野について

### (1) 県民総合生活における交通の利便性と安全確保について

- ① 交通弱者に不可欠なライフラインに位置づけられる地域公共交通の充実に向け、より地域ニーズや利用実態に即した路線・ダイヤとなるよう関係機関と連携を強化すること。また、路線やダイヤの維持・確保のための助成や補助を拡充すること。

加えて、利用実態調査に基づくサービス向上と未運行地域への運行開始をはかるため、事業者と連携のもと、市町村が行うデマンドタクシーの支援策を検討すること。

#### ・生活環境部 生活交通課

地域公共交通の充実に向け、福島県生活交通対策協議会等の場において、市町村、交通事業者などと意見交換を行うなど、関係機関との連携強化に努めています。

また、路線やダイヤの維持確保のための助成や補助の拡充については、幹線バス路線の維持のため、国と一体となった事業者への支援のほか、市町村が独自に運行する路線バスに対する補助を行っております。

さらに、市町村が独自に運行するデマンドタクシー事業により生じる経常損失額の一部について、独自に補助を行っております。

今後とも、地域の実情に応じ、交通弱者等の移動手段の確保に取り組んでまいります。

- ② 早期復興に必要な不可欠な関連交通網のインフラ整備・改善を、計画より前倒しで実行できるよう取り組むこと。併せて、中間貯蔵施設への除染土壌の搬入・運搬にあたって、安全確保を優先に渋滞緩和策など、関係機関と連携をはかること。

#### ・土木部 道路計画課

県では、復興のために必要な交通網の整備として、「ふくしま復興再生道路」の8路線29工区を重点的に整備を進めております。

これまで、24工区で工事に着手し、11工区で事業が完了しております。

今後とも、早期の完成に向けて整備を進めてまいります。

#### ・生活環境部 中間貯蔵施設等対策室

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、12月末現在で累計約200万m<sup>3</sup>が搬入されております。

これまで県では、市町村の意向等を踏まえて、国、道路管理者等関係機関と協議・調整を行

ってきており、通学時間への配慮や交通誘導員の配置などの安全対策、車両の集中を緩和するための輸送時間帯の調整などの道路交通対策が実施されているところです。

県としては、引き続き、輸送量の増加に対応した対策が適切に講じられ、輸送が安全・確実に実施されるよう、関係機関と連携を図りながらしっかり取り組んでまいります。

- ③ 県において、国が進める宅配ボックス設置補助の趣旨に沿った県の機関や施設、また、市町村や企業等への設置を働きかけること。

**・商工労働部 雇用労政課**

宅配ボックスの設置の働きかけにつきましては、機会をとらえ企業等へ働きかけてまいりたいと考えております。

- ④ 高齢運転者による交通事故の防止策として、免許返納の促進や免許更新時の講習などの取り組みを一層強化すること。

なお、自動車運転の代替移動交通手段として、高齢者パス制度などの優遇措置が講じられるよう、市町村に対し支援を行うこと。

**・警察本部 交通企画課**

運転に不安を感じている高齢運転者や家族の方々に対しては、警察署等に設置している相談窓口において、個別の指導や助言等を行うとともに、必要に応じて運転免許証の自主返納を促しています。

運転免許証の返納につきましては、遠隔地の駐在所への返納窓口の拡大や代理人による返納申請を実施しているほか、関係機関・団体と連携して返納者への交通手段確保を働き掛けるなど、返納しやすい環境づくりに努めており、平成30年11月末における65歳以上の高齢者の返納数は、5,379件と前年同期を939件上回っています。

また、高齢運転者の更新時講習につきましては、70歳以上の者に「高齢者講習」の受講が、75歳以上の者に「認知機能検査」の受検が義務づけられており、認知症や認知機能低下のおそれがあると判定された場合は、専門医による診断や個別指導の実施により運転継続が可能かどうか確認するなど、事故防止を図るための制度が強化されています。

今後とも、高齢運転者の特性に応じた効果的な事故防止対策に努めてまいります。

**・生活環境部 生活交通課**

免許返納などに対応する自動車運転の代替移動交通手段の確保に取り組む市町村に対する支援については、市町村が独自に運行する乗合バスやデマンド型乗合タクシー等への支援に加え、今年度からは、一般のタクシーの利便性等をいかした実証事業への取組についても、新たに補助を行っております。

今後とも、地域の実情に応じ、高齢者を始めとする交通弱者等の移動手段の確保に取り組む市町村を支援してまいります。

### 3. 観光分野について

#### (1) さらなる観光振興について

- ① 本県の、浜通り・中通り・会津の各地域ごとの、地勢や気候、文化などを反

映した特性のある観光名所の活用は、各市町村との連携をより強め、観光を軸に据えた産業振興をはかること。

・観光交流局 観光交流課

浜通りにて再開した海水浴場や、復興に向け挑戦する人と触れ合うホープツーリズム、日本三大桜の一つ「三春滝桜」や桃源郷「花見山」を始めとした中通りの花の名所、戊辰150年を契機として本県に脈々と受け継がれる武士道を体感する観光コンテンツ等、各地域の地勢や歴史、文化等を反映した特色ある観光資源が本県には豊富に存在しております。

今後とも、各市町村と連携しながら各地域の強みを生かした観光誘客を行うとともに、各地域資源を結ぶ周遊企画を展開し、広域的な誘客を図ってまいります。

- ② 東京オリンピック野球・ソフトボール競技開催の成功に向け、外国語表示の施設案内板や無料Wi-Fiの設置拡大など、インバウンド関連の整備を早急に進めること。

・観光交流局 観光交流課

観光協会や温泉組合が、外国人観光客の受入のために地域として取り組む、パンフレットやホームページの多言語への翻訳、さらには、地域内のWi-Fi、多言語案内板の設置などを支援しているところです。

東京2020オリンピック・パラリンピックの本県開催での成功と、本県を訪れる外国人旅行者が安心して、快適に観光ができるよう、外国人観光客への情報提供やキャッシュレス決済に要する機器等の整備に対し、支援してまいります。

- ③ 各団体や企業などが取り組む本県への観光誘客助成事業を、引き続き支援するとともに、海外までも含めた情報発信と「教育旅行」などの誘致を積極的に推進すること。

・観光交流局 観光交流課

教育旅行のバス代助成制度や教育関係者への訪問活動を通し、今後とも粘り強い本県の情報発信と誘致活動を継続してまいります。

#### 4. 環境分野について

温室効果ガス排出削減に向けて県民の意識を向上させるため、十分な広報・啓発を行うとともに、事業所や家庭での節電・省エネの推進の取り組み支援などを強化すること。

さらに、節電を啓発するための活動（排出量の見える化など）を継続し、高効率・省エネ製品への買い替えを促すこと。

・生活環境部 環境共生課

温室効果ガス排出削減の取組につきましては、事業所や学校が削減目標等を自ら定め省資源・省エネルギー活動に取り組む「福島議定書」事業を始め、家庭において節電・節水等を実践し年間排出量の1%削減を目指す「みんなでエコチャレンジ事業」、県が登録した商業施設等で冷暖房を共有し家庭での排出削減を図る「ふくしまクールシェア推進事業」などを実施し、これらの取組による削減量を森の木の本数に換算して「見える化」することにより、事業所や家庭

での取組意欲の向上を図っております。

さらに、今年度から新たに、地域の家電販売店と連携し、一定の要件を満たした販売員の方を「ふくしまエコライフマイスター」として登録し、家庭でできる省エネ活動や環境にやさしい商品の購入を推奨していただいているところであり、引き続き温室効果ガス排出削減を始めとする地球温暖化対策に積極的に取り組んでまいります。

## 5. 資源・エネルギー分野について

### (1) 再生可能エネルギーの推進について

- ① 再生可能な自然エネルギーの比率向上のため、太陽光発電補助制度の助成金継続や関連企業（洋上風力発電、波力発電、研究拠点）の一層の誘致、及び工場立地促進をはかること。

#### ・企画調整部 エネルギー課

住宅用太陽光発電は、県民に身近で導入が比較的容易であり、分散型で電力系統への負荷も少ないことや高い省エネ効果などから、再生可能エネルギーの導入推進のために重要と考えており、引き続き検討してまいります。

#### ・商工労働部 産業振興総室

再生可能エネルギー関連企業の立地促進に向けては、福島再生可能エネルギー研究所を始めとする関係機関と連携した県内企業への技術開発の支援等や企業立地補助金等を始めとする各種優遇措置を活用した企業誘致により、引き続き、再生可能エネルギー先駆けの地を目指して、再生可能エネルギー産業の育成・集積を推進してまいります。

- ② 一般家庭などの蓄電システムについて周知するとともに、導入に対する助成制度などを設置し、普及を促進すること。

#### ・企画調整部 エネルギー課

一般家庭などにおける蓄電池の導入については、非常時の電源確保等の観点に加え、住宅用太陽光発電の買取価格の低下等により、電力の自家消費の拡大などが見込まれることから、ますます重要になると考えております。

そのため、再生可能エネルギーの有効活用につながる形での蓄電池の導入について、しっかり考えてまいります。

### (2) 資源の有効活用について

- ① レアメタル回収への理解と普及の啓発活動に努め、役所や職場など、簡便な回収方法の整備をはかること。

#### ・生活環境部 一般廃棄物課

県では、市町村による小型家電回収の実施を促進するために、これまでに説明会や認定事業者との個別の相談会、他の自治体や認定事業者の取組状況の紹介等を実施してまいりました。

また、現在、小型家電に含まれるレアメタルから東京オリンピック・パラリンピックのメダルを作成する「みんなのメダルプロジェクト」による回収が実施されていることから、このプロジェクトを通じて小型家電回収制度の普及や回収率の向上につなげるため、市町村や県民に対

してこのプロジェクトへの参加を促してきたところです。

今後も、市町村に対して取組の実施を促すとともに、ホームページ掲載等により県民への啓発に努めてまいります。

- ② 3010 運動の推進に向けた県民意識の向上のため、日常生活の具体例を示すなど、啓発活動に取り組み、企業や事業所の理解と協力に努めること。

・生活環境部 一般廃棄物課

県では今年度、「3010 運動」の呼びかけなど、食べ残しの削減に協力する飲食店等の認定制度を創設し、啓発資材としてポスター等を配布しているところです。

また、宴会は通常の外食と比較して食べ残しが多く発生する傾向があることから、忘新年会シーズンに合わせて、「3010 運動」の声かけや適量注文など具体的な取組例（宴会5箇条）を示したチラシ、ポスターを作成し、事業所、認定店等に配布して、外食時における食品ロス削減の啓発に取り組んでおります。

今後も、認定店、関係団体、市町村等と協力し、食品ロス削減に努めてまいります。

## V. 医療・介護関連政策

### 1. 看護師・介護労働者などの医療・福祉従事者の確保に向けた取り組みについて

慢性的な人材不足を強いられている医療・介護の現場の諸課題解決や労働環境改善をはかること。

・保健福祉部 社会福祉課

県では、平成25年度から「ふくしまからはじめよう。福祉人材確保推進プロジェクト事業」を実施し、福祉・介護人材の確保・育成・定着を図るための多岐にわたる取組を行っております。

定着を図るための取組といたしましては、平成27年度から「新任介護職員研修事業」により、離職率の高い就労後3年以内の福祉・介護職員の介護スキルの向上等を目的とした研修会を実施しております。

また、本年度も「福祉・介護職員のつどい」を開催し、福祉・介護職員となって間もない若手職員等の皆さんを知事が直接激励するとともに、先輩職員からの体験を踏まえたメッセージを共有し、福祉・介護という職務へ誇りを持ち、使命感の向上につなげることにより、福祉・介護人材の定着を図っております。

・保健福祉部 高齢福祉課

介護職員の労働負担を軽減するため、平成29年度から、介護支援ロボットを導入する高齢者介護施設等に対して、購入費用の一部を助成することにより労働環境の改善を図っております。

また、介護施設内保育施設の運営や管理者に対する腰痛予防対策等の研修開催を支援することにより、介護職員の定着、離職防止を図っております。

・保健福祉部 医療人材対策室

【医師】

医療従事者の勤務環境改善については、平成 27 年 10 月 1 日付けで福島県医療勤務環境改善支援センターを設置し、勤務環境改善に関する各種相談対応・情報提供に努めているところであります。

また、同センターでは、医療機関が自主的に行う医療従事者の勤務環境改善の取組を支援するため、専門家（医業経営アドバイザー）の派遣事業も実施しています。

引き続き、医師をはじめ医療従事者の勤務環境改善に努めてまいります。

#### 【看護職】

看護職の勤務環境改善については、社会保険労務士、看護管理者等の講師の医療機関への派遣及び先行事例の共有や改善策の検討のためのワークライフバランスワークショップの開催、病院が看護職員の勤務環境改善を図るために行う施設整備に要する費用の一部補助などを実施しております。

引き続き、看護職員の勤務環境改善に努めてまいります。

## 2. 過疎地域における医療の充実について

少数の医療従事者や周産期医療が少ないなど、医療過疎地域の南会津・相双地方の人材確保策を講じること。

#### ・保健福祉部 医療人材対策室

（南会津地域の医療人材確保について）

県では、平成 16 年度から「へき地医療支援システム」により、国保診療所等への診療応援を行う南会津病院（へき地医療拠点病院）に対し、自治医科大学卒業医師及びへき地医療等医師確保修学資金被貸与医師等を配置するなど、重点的に取り組んでいるところであり、引き続き対応してまいります。

（相双地方の医療人材確保について）

県では、震災以降、相双地方の医療機関に対し、医師や看護師等医療従事者の雇用や医療支援に要する経費を補助することで、相双地域の医療人材の確保に努めているところであり、引き続き対応してまいります。

## 3. 全国一の健康長寿県を目指した取り組みについて

特定健康診査は生活習慣病の予防・早期発見のために重要だが、受診率が伸び悩んでいることから、日常的な運動・食生活の改善を県民に啓発するとともに、生活習慣病が要介護・認知症の第一原因になっていることなどを周知すること。その上で、特定健康診査の受診率向上を目指すこと。また、実施主体である市町村や医療機関と連携し、本県全体の取り組みとして健診の無料化等の措置を講じること。

#### ・保健福祉部 健康増進課

県では、生活習慣病の予防、改善を図り、健康寿命を延伸するため、食、運動、社会参加の三本を柱として、食育の推進や減塩と野菜摂取を促すキャンペーン等の食生活改善に関する取組を行うとともに、ふくしま健民アプリによる健康づくりへの動機付けのほか、ふくしま健民

プロジェクト大使によるイベントなど様々な機会を捉えた情報発信やカラオケの曲の待ち時間を活用した広報動画の配信など、県民が健康づくりの大切さに気付き楽しみながら継続できるよう、取組を拡充しているところです。

健診の無料化につきましては、実施主体である市町村をはじめとする医療保険者の判断によるものと考えております。なお、特定健診の実施率向上に向け、新聞等による啓発を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、特定健診を受診した方に、ポイントが基準を達成すると様々な特典が得られる「ふくしま健民カード」へのポイント付与などの取組を行っているところです。

引き続き、健康をテーマとした県民運動と連携しながら、健康づくりに関する県民の意欲を高め、維持できるよう、しっかりと取り組んでまいりますので、貴団体におかれましても、健康づくりの推進に御協力くださいますようお願いいたします。

#### 4. 地域包括ケアシステムの円滑な運営について

在宅介護等を中心に地域完結型の体制を目指す地域包括ケアシステムは、在宅サービスの需要が増えることから、新たなシステムに対応できるよう市町村と連携し、ボランティア等の支援にとどまることなく、在宅サービスを提供する施設や人材確保等の施策を講じること。

##### ・保健福祉部 高齢福祉課

在宅サービスを提供する事業所等の整備につきましては、市町村の計画に基づき、地域医療介護総合確保基金により、建設費や備品購入などの開設準備の経費に対して助成を実施しております。

また、高齢者を地域で支えるためには、従前の訪問介護や通所介護に加えて、生活支援サービスを効果的に提供する必要があります。そのため、関係機関の連携体制づくりや地域のニーズに応じたサービスの創出を担う地域支え合い推進員の役割が重要となっています。

県といたしましては、研修会や情報交換会を開催し、各市町村に配置されている地域支え合い推進員の資質向上を図りながら地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいります。

#### 5. 復興の医療拠点の安定的運営について

復興・創生期間が終了する2020年度以降も、復興の医療拠点として県立福島医科大学に設置された「ふくしま国際医療科学センター」の安定的な運営がなされるよう継続的な財政措置を国に要望すること。

##### ・総務部 私学・法人課

ふくしま国際医療科学センターは、①県民健康管理センター、②先端臨床研究センター、③医療-産業TRセンター、④教育・人材、⑤先端診療の5部門からなり、部門ごとの機能に応じ、医業収益や事業収入、基金等により運営されておりますが、大学に対し事業収益等の確保や経費節減に努めるよう求めるとともに、国とも密接に連携しながら財源を確保してまいります。